

【特定施設及び特定建設作業一覧】

1. 特定施設の一覧(騒音規制法施行令別表第1、市条例規則別表第1)

施設		騒音規制法	市条例の騒音規制
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機出力の合計が22.5kw以上	原動機を使用するすべてのもの
	製管機械	全て	—
	ベンディングマシン	ロール式かつ原動機出力3.75kw以上	原動機を使用するすべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—
	機械プレス	呼び加圧能力294kN以上	原動機を使用するすべてのもの
	せん断機	原動機出力3.75kw以上	原動機を使用するすべてのもの
	鍛造機	全て	—
	ワイヤーフォーミングマシン	全て	—
	ブラスト	タンブラスト以外(密閉式のものを除く)	—
	タングラ	全て	—
空気 送風 施設 及び 空気 圧縮 機	切断機	といしを用いるもの	—
	研磨機	—	工具用を除くすべてのもの
	圧縮機及び送風機	原動機出力7.5kw以上	—
	空気圧縮機	原動機出力7.5kw以上	原動機出力1.0kw以上
送風機	送風機	原動機出力7.5kw以上	原動機出力1.0kw以上
	集じん機	原動機出力7.5kw以上	原動機出力1.0kw以上
土石用又は鉱物用破碎機、摩擦機、ふるい、分級機		原動機出力7.5kw以上	原動機を使用するすべてのもの
織機		原動機を用いるもの	—
製建設用機械材	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上(気ほうコンクリートプラントを除く)	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上	—
穀物用製粉機		ロール式かつ原動機出力7.5kw以上	原動機を使用するもの
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	全て	原動機を使用するすべてのもの
	チツパ	原動機出力2.25kw以上	—
	碎木機	全て	—
	帯のこ盤	製材用は原動機出力が15kw以上、木工用は2.25kw以上	原動機を使用するすべてのもの
	丸のこ盤	製材用は原動機出力が15kw以上、木工用は2.25kw以上	原動機を使用するすべてのもの
	かんな盤	原動機出力2.25kw以上	原動機を使用するすべてのもの
たてのこ盤		原動機出力2.25kw以上	原動機を使用するすべてのもの
抄紙機		全て	—
印刷機		原動機を用いるもの	—
合成樹脂用射出成形機		全て	—
鑄造型機		ジヨルト式	—
彫刻石材加工の施設	切断機	—	原動機を使用するもの
	研磨機	—	
	彫刻機	—	
その他	冷凍機	—	原動機出力1.5kw以上
	冷暖房機	—	
発電機		—	—

2. 特定建設作業の一覧(騒音規制法施行令別表第2、市条例規則別表第5)

作 業	騒音規制法	市条例の騒音規制
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	(人力、圧入式、オーガー併用を除く)	(人力、圧入式、オーガー併用を除く)
びょう打機を使用する作業	全て	全て
さく岩機(ブレイカー)を使用する作業	(連続的に移動する作業にあつては、1日の作業に係る2地点間の最大距離が50m以上のものを除く)	(連続的に移動する作業にあつては、1日の作業に係る2地点間の最大距離が50m以上のものを除く)
空気圧縮機を使用する作業	原動機出力が15kw以上(電動機を用いる圧縮機除く。さく岩機の動力として使用する場合を除く)	原動機出力が15kw以上(電動機を用いる圧縮機除く。さく岩機の動力として使用する場合を除く)
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上	混練機の混練重量が200kg以上
バックホウを使用する作業	原動機出力80kw以上(低騒音型を除く)	—
トラクターショベルを使用する作業	原動機出力70kw以上(低騒音型を除く)	—
ブルドーザーを使用する作業	原動機出力40kw以上(低騒音型を除く)	—
コンクリートカッターを使用する作業	—	全て
害鳥威嚇用爆音機を使用する作業	—	全て